

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定（昭和 47 年岩手県告示第 558 号）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 3 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前					改正後					
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類 型の指定					別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類 型の指定					
水 域	該当 類型	達成 期間	暫定 目標	備 考	水 域	該当 類型	達成 期間	暫定 目標	備 考	
[略]					[略]					
北 上 川 支 流 水 域	[略]				北 上 川 支 流 水 域	[略]				
	中津川上 流（綱取 ダムえん 堤から上 流の中津 川本流（ 綱取ダム 貯水池を 除く。） ）	A	[略]			中津川上 流（綱取 ダムえん 堤から上 流の中津 川本流（ 綱取ダム 貯水池を 除く。） ）	AA	[略]		平成20年 3月18日 適用
	中津川中 流（浅岸 橋から綱 取ダムえ ん堤まで の中津川 本流及び 米内川本 流）	[略]				中津川中 流（浅岸 橋から綱 取ダムえ ん堤まで の中津川 本流及び 米内川本 流）	[略]			平成元年 6月9日 適用
	[略]	[略]				[略]	[略]			
[略]	[略]			[略]	[略]					
備考 [略]					備考 [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。										